

臨時代理議決
令和元年5月13日

第24号議案

令和元年5月府議会臨時会の議決を経るべき議案に対する
意見について

京都府教育委員会基本規則第17条の3第2項の規定により、別紙のと
おり報告します。

令和元年5月16日

教育長 橋本 幸三

別 紙

令和元年5月府議会臨時会の議決を経るべき議案に対する
意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和元年5月13日付け元財第54号で意見を求められました令和元年5月府議会臨時会に提出される当委員会関係議案に対する意見は、下記のとおりであります。

記

1 内 容

平成30年度京都府一般会計補正予算の専決処分について承認を求める件

異議ありません。

令和元年月
5
京都府議会議案
臨時會議案

令和元年 京都府議会臨時会議案目次

第1号議案 平成30年度京都府一般会計補正予算の専決処分について承認を求める件..... 1

第2号議案 京都府府税条例の一部改正の専決処分について承認を求める件..... 5

第 1 号 議 案

平成30年度京都市一般会計補正予算の専決処分について承認を求める件

平成30年度府債の最終的な発行見通しを得たことに伴い、平成30年度京都市一般会計予算を補正する必要が生じたが、特に緊急を要するため議会の招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成31年3月29日別記のとおり平成30年度京都市一般会計補正予算（第10号）を専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求める。

令和元年5月20日提出

京 都 府 知 事 西 脇 隆 俊

別 記

平成30年度京都市一般会計補正予算（第10号）

平成30年度京都市一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算のうち、「第1表歳入歳出予算補正」に掲げるとおり当該款項の区分ごとの金額を補正する。

（府債の補正）

第2条 府債の変更は、「第2表府債補正」による。

第1号議案 平成30年度京都市一般会計補正予算の専決処分について承認を求める件

1

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3	地方譲与税	44,161,000	54,426	44,215,426
	1 地方法人特別譲与税	42,393,000	5,887	42,398,887
	2 地方揮発油譲与税	1,678,000	49,903	1,727,903
	3 石油ガス譲与税	89,000	△364	88,636
	4 地方道路譲与税	1,000	△1,000	0
5	地方交付税	165,920,935	562,908	166,483,843
	1 地方交付税	165,920,935	562,908	166,483,843
6	交通安全対策特別交付金	454,000	△61,334	392,666
	1 交通安全対策特別交付金	454,000	△61,334	392,666
15	債	130,378,666	△556,000	129,822,666
	1 府債	130,378,666	△556,000	129,822,666
歳 入	合 計	895,996,531	0	895,996,531

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
10	教育費	168,831,729	0	168,831,729
	1 教育総務費	13,514,356	0	13,514,356

歳 出 合 計		895,996,531		0		895,996,531	
第2表 府債補正							
起債の目的	補 正 前		補 正 後		利率	起債の方法	償還の方法
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法			
退職手当債	5,500,000	1 償還期間は、30年以内(一括償還を含む。)とする。 2 償還は、元金均等又は元金一括支払とする。 3 必要に応じて繰上償還又は借換ができる。	4,944,000	1 償還期間は、30年以内(一括償還を含む。)とする。 2 償還は、元金均等又は元金一括支払とする。 3 必要に応じて繰上償還又は借換ができる。	年10.0以内	証券借入又は(他)証券発行(共同発行を含む。)の地方公共団体の発行を含む。	1 償還期間は、30年以内(一括償還を含む。)とする。 2 償還は、元金均等又は元金一括支払とする。 3 必要に応じて繰上償還又は借換ができる。
計	130,378,666		129,822,666				

第1号議案 平成30年度京都市一般会計補正予算の専決処分について承認を求める件